

【法務委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）、本院議員提出2件、衆議院議員提出2件の合計11件であり、内閣提出7件、衆議院議員提出2件を可決した。

また、本委員会付託の請願6種類183件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

商業登記法等の一部を改正する法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、電子取引・電子申請の基盤を整備して、取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官が法人代表者の電子署名を証明する電子認証制度及び公証人がコンピュータを用いて電子的な方法により確定日付の付与等の事務を行う電子公証制度を創設しようとするものである。参議院先議で審査が行われ、質疑では、電子認証・電子公証制度創設の意義及び背景、公開かぎ暗号方式による電子証明の仕組み、登記所による認証制度と民間の認証機関との関係、電子署名の法的効力、公証人の任命状況、公証人の任命方法の公正・透明化の必要性等が問われ、本制度の意義については、臼井法務大臣から、電子政府を実現するために不可欠なものであるとの答弁があった。全会一致で可決し、新制度の周知徹底に努め、関係者に十分な研修を行うこと、公証人について需要の増大に相応した増員を図ることなど5項目の附帯決議を行った。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件、執行事件、倒産事件及び家庭事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を70人、裁判官以外の裁判所職員の員数を16人それぞれ増加するものである。質疑は、判事補及び裁判所職員の増員の理由と内訳、最高裁判所判事への女性の登用、裁判外紛争処理制度の活用、裁判官の行政機関への出向と問題点、簡易裁判所判事の兼務の状況等について行い、全会一致で可決した。

平成10年、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律により、株式の消却財源として、配当可能利益に加えて資本準備金も財源とすることのできる特例制度が、議員立法によって平成12年3月31日までの時限措置として導入された。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、この特例制度を、平成14年3月31日まで2年間延長しようとするもので、自民、明改及び自由の与党3会派に民主及び社民を加えた5会派の共同提案による議員立法として、衆議院に提出されたものである。

質疑において、提案者は、この制度の目的として、株主資本利益率の改善による投資対象としての株式の魅力の向上、株式市場の活性化への役割等を指摘し、更に2年間延長する必要性については、今後、資本準備金による株式消却を行いたいという希望が多く、また、株式の時価評価を伴う新会計基準が導入される来年3月期決算を前に実施の必要性が生じていると答えた。さらに、法制審議会の審議を経ていないことについては、参考意見

を聞くことは望ましいとしつつも、立法は国会議員ないしは国会議員が中心となる内閣が責任を持って行うべきものであると述べた。

日本共産党から、時限的措置の恒久化を求めるもので、資本充実の原則を軽視するとして反対の討論がなされた後、賛成多数で本法律案は可決された。なお、2年間の特例措置であることの周知徹底と今後2年を目途に運用状況を踏まえて必要な措置を採ることを内容とする附帯決議を行った。

民事法律扶助法案は、民事法律扶助制度が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものである。参考人3名から意見を聴取するとともに、法律扶助の現状と問題点、扶助の要件と対象者の範囲、扶助対象外国人を適法在留者に限った理由、法律扶助事業に係る補助金の増額等について質疑を行った。扶助対象外国人を適法在留者に限った理由について、臼井法務大臣から、民事法律扶助事業は社会福祉的側面を持つものであり、国民及び国民と同様の扱いをすべき者に限るのが相当であるとの答弁があった。全会一致で可決し、財政措置を含む民事法律扶助制度の拡充に努めることなど6項目の附帯決議を行った。

近時、我が国では犯罪被害者等の問題に対する社会的関心が高まり、被害者やその遺族に対する配慮とその保護のための諸方策を講じることが喫緊の課題となっていることを踏まえ、次の2法律案が、内閣から提出された。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案は、親告罪である強姦罪等の告訴期間の制限の撤廃、犯罪被害者等が証人として尋問される際の負担を軽減するための手続及び公判期日における被害者等による意見陳述の制度の導入並びに検察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行うものである。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案は、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入するものである。

また、内閣提出の2法律案は、刑事手続における保護にとどまるものであり、犯罪被害者の精神的・経済的に多面にわたる問題に対応するためには、基本理念や国の責務等を明記した基本法が必要であるとして、**犯罪被害者基本法案**が、民主党・新緑風会から提出された。

3法律案を一括して議題とし、6名の参考人からは、犯罪被害者遺族、支援者、学識経験者等それぞれの立場から、犯罪被害者等への経済的・精神的支援の必要性、加害者の更生の重要性、基本法制定の必要性等の意見が述べられた。質疑は、基本法制定の必要性、犯罪被害者の刑事手続上の地位、犯罪被害者の保護と被疑者・被告人の人権保障との関係、捜査機関に対する人権配慮のための研修、訓練等について行い、基本法の制定については、臼井法務大臣から、まずもって具体的、現実的な施策を講ずることが肝要であり、その積み重ねの中で総合的な見地から検討するのが適当である旨答弁があった。内閣提出の2法律案は、全会一致で可決し、両法律案の趣旨の周知徹底、刑事司法の適正な運営など6項目の附帯決議を行った。なお、犯罪被害者基本法案は審査未了となった。

児童虐待の防止等に関する法律案は、近年、我が国において、親など保護者による暴力行為等により、児童の尊い命が奪われ、心身に傷を受ける事件が多発していることにかんがみ、衆議院青少年問題に関する特別委員会において各種調査を行い、児童虐待防止のための立法措置を目指して各派間で協議が重ねられた結果、合意に至り、衆議院青少年問題に関する特別委員長提案として提出されたものである。その内容は、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものである。提出者富田茂之特別委員長より趣旨説明を聴取した後、虐待を行った保護者への指導を義務化する意義、施設内虐待への対応、立入調査等の際の警察官の援助、親権者の懲戒権の見直し等について質疑を行った。うち、懲戒権の見直しについては、臼井法務大臣から、懲戒権を廃止すると親が子に対して正当なしつけも出来なくなり、家族制度に大きな影響を与えるおそれがあり、慎重であるべきとの答弁があった。全会一致で可決し、児童虐待防止のための施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めることなど5項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、会社組織の再編成を行うことを容易にするため、会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設しようとするものであるが、衆議院において、分割をする会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を例示するとともに、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社は労働者と協議することとする修正が、自民、明改及び保守の与党3会派に民主及び自由を加えた5会派の共同提案により行われた。商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、会社分割制度の創設等を行う商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法等150の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

両法律案は一括して審査され、4名の参考人から意見を聴取した。前田庸学習院大学法学部教授は、権利義務の包括承継等により会社の分割は円滑に実現され、債権者保護手続も厳重であるが、債務の履行の見込みがあることについては、第三者の意見書の添付が望ましいとの見解を示した。連合の熊谷謙一労働法制対策局長は、衆議院における修正等については、労働者保護の観点から一定の評価ができるものの、事前協議の対象が労働者とされ労働組合が明記されていないなど課題が残されており、不採算部門の清算のための分割はできないことの周知徹底等を求めた。経団連の西川元啓経済法規専門部会長からは、物的分割型の新設分割、物的分割型の吸収分割、人的分割型の新設分割及び人的分割型の吸収分割の4類型の会社分割法制の活用方法について説明があった。全労連の生熊茂美幹事は、会社分割法制によるリストラの進行の危険性、不採算部門の分割を制限する要件である債務履行の見込みがあることについて正当に認定される担保がないこと、営業譲渡や合併を含む企業組織の変更に係る労働者保護法制の必要性を指摘した。

質疑において、政府は、会社分割の法制化について、企業組織の再編成により経営の効率化や企業統治の実効性を高めて競争力を強化する必要性を説き、不採算部門の分離処分のための会社分割については、債務の履行の見込みのあることが分割の要件となるので、分割時において債務超過となっている場合の分割は許されないと答えた。また、労働者との事前の協議を欠いた分割については、分割無効の原因となり得るとの見解を示した。

討論において、日本共産党は、分割による労働者の移籍に対する同意権が認められない

こと等を理由に、社会民主党・護憲連合は、企業再編に係る解雇規制を含む労働者保護立法がないこと等を理由に、それぞれ反対の意見を表明した。両法律案は、賛成多数により可決され、債務の履行の見込みについて厳格な認定を求めるなど、4項目の附帯決議を行った。

民法の一部を改正する法律案は、最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位の向上、これらを反映した世論の動向にかんがみ、選択的夫婦別氏制の導入、婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直し、非嫡出子と嫡出子の相続分の差別撤廃等を内容とするものであり、民主、共産、社民の3会派から提出された。選択的夫婦別氏制度の導入の必要性、同制度導入による家庭崩壊の懸念、通称使用の社会的認知による不利益の解消、離婚制度の改正を盛り込まなかった理由、婚姻適齢の改正の理由等について質疑を行ったが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

3月9日、臼井法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、第146回国会閉会後に行った実情調査のための委員派遣について、派遣委員より、視察先の松江地方裁判所、松江刑務所、広島法務局、広島地方海難審判庁、第6管区海上保安本部及び広島入国管理局各管内の概況等の報告を聴取した。

3月14日、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行った。主な質疑内容は、司法制度改革、ストックオプション制度、犯罪被害者法制、オウム真理教関連企業へのソフト発注問題、司法通訳、新潟県警問題、再審請求中の死刑執行等である。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度裁判所、法務省、運輸省（海難審判庁）及び国土交通省（海難審判庁）所管予算について質疑を行った。質疑では、捜査機関の民事不介入の原則、第2次出入国管理基本計画の趣旨、司法通訳制度調査研究費、犯罪被害者対策、選択的夫婦別氏制度の導入等の問題を取り上げた。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針について臼井法務大臣から所信を聴いた。
- 平成12年度海難審判庁業務概況について鈴木運輸政務次官から説明を聴いた。
- 平成12年度法務省、裁判所及び海難審判庁関係予算について山本法務政務次官、鈴木運輸政務次官及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
- オウム真理教に関する件について政府参考人から報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 民法の一部を改正する法律案（参第4号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件及び平成12年度海難審判庁業務概況について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管、法務省所管、運輸省所管（海難審判庁）及び国土交通省所管（海難審判庁））について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第4回）

- 商業登記法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 商業登記法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第33号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無
なお、附帯決議を行った。

○平成12年3月23日（木）（第6回）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について臼井法務大臣、松谷内閣官房副長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第8号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無
- 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員太田誠一君から

趣旨説明を聴き、同君、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第10号) 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、無
反対会派 共産
欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月13日(木)(第8回)

- 民事法律扶助法案(閣法第9号)(衆議院送付)について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年4月18日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事法律扶助法案(閣法第9号)(衆議院送付)について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授山本和彦君、弁護士・日本弁護士連合会法律扶助制度改革推進本部事務局長小寺一矢君及び日本経済新聞社論説委員藤川忠宏君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月20日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 民事法律扶助法案(閣法第9号)(衆議院送付)について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第9号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
反対会派 なし
欠席会派 無
- なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月27日(木)(第11回)

- 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案(閣法第72号)(衆議院送付)
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案(閣法第73号)(衆議院送付)
- 以上両案について臼井法務大臣から趣旨説明を聴き、
犯罪被害者基本法案(参第10号)について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月9日(火)(第12回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- **刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

犯罪被害者基本法案（参第10号）

以上3案について発議者参議院議員小川敏夫君、同竹村泰子君、同江田五月君、臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人地下鉄サリン事件被害者遺族高橋シズエ君、犯罪被害者家族山本忠国君及びテレビドキュメンタリー・ディレクター坂上香君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月11日（木）（第13回）

- **刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

犯罪被害者基本法案（参第10号）

以上3案について参考人中央大学総合政策学部教授宮澤浩一君、弁護士・日本弁護士連合会犯罪被害者対策委員会副委員長高原勝哉君及び武蔵野女子大学人間関係学部教授・精神科医小西聖子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- **刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）**
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

犯罪被害者基本法案（参第10号）

以上3案について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第72号）	賛成会派	自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無
（閣法第73号）	賛成会派	自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年5月16日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- **商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）**
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

号) (衆議院送付)

以上両案について白井法務大臣から趣旨説明を聴き、

商法等の一部を改正する法律案 (閣法第60号) (衆議院送付) の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員北村哲男君から説明を聴いた。

- また、以上両案について参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童虐待の防止等に関する法律案** (衆第28号) (衆議院提出) について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長富田茂之君から趣旨説明を聴き、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理池坊保子君、同石井郁子君、同太田誠一君、同田中甲君、衆議院青少年問題に関する特別委員長富田茂之君、白井法務大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第28号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月18日 (木) (第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商法等の一部を改正する法律案** (閣法第60号) (衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (閣法第88号) (衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員北村哲男君、白井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人学習院大学法学部教授前田庸君、日本労働組合総連合会労働法制対策局長熊谷謙一君、社団法人経済団体連合会経済法規専門部会長・新日本製鐵株式會社取締役西川元啓君及び全国労働組合総連合幹事・全日本金属情報機器労働組合書記長生熊茂実君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月23日 (火) (第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 商法等の一部を改正する法律案** (閣法第60号) (衆議院送付)

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (閣法第88号) (衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員北村哲男君、白井法務大臣、松谷内閣官房副長官、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第60号) 賛成会派 自保、民主、明改、参ク、無

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第88号) 賛成会派 自保、民主、明改、参ク、無
反対会派 共産、社民
欠席会派 無

なお、**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成12年5月25日（木）（第17回）

○**民法の一部を改正する法律案**（参第4号）について発議者参議院議員江田五月君、同小宮山洋子君、同千葉景子君、同福島瑞穂君、同吉川春子君、同八田ひろ子君、白井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 裁判官のうち、判事補の員数を70人増加し、799人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を16人増加し、2万1,648人に改める。
- 3 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

民事法律扶助法案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 民事法律扶助事業
民事法律扶助事業とは、民事裁判等手続の準備及び追行に必要な資力に乏しい国民等を援助する事業であって、訴訟代理費用、書類作成費用等の立替え及び法律相談の実施等の業務を行うものをいう。
- 2 国、弁護士会等の責務
 - (1) 国は、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行等に必要な措置を講ずるよう努める。
 - (2) 日本弁護士連合会及び弁護士会は、会員である弁護士による協力体制の充実に必要等民事法律扶助事業の適正な運営の確保等に必要な支援をするよう努め、弁護士は、その実施のために必要な協力をするよう努める。
- 3 指定法人
法務大臣は、民事法律扶助事業を行う公益法人を全国に一を限って指定し、指定法人

に対する監督等を行う。

4 民事法律扶助事業への国の補助

国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、民事法律扶助事業に要する費用の一部を補助することができる。

5 施行期日

この法律は、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 民事法律扶助制度が憲法第32条の裁判を受ける権利を実質的に保障する制度であることにかんがみ、財政措置を含む民事法律扶助制度の拡充に努めること。
- 2 扶助を必要とする者にできる限り民事法律扶助制度が利用されるよう、その趣旨及び内容について、周知徹底を図ること。
- 3 民事法律扶助事業の運営については、生活保護受給者及びこれに準ずる者に対する償還免除の取扱いに十分配慮するとともに、無料法律相談の実施等司法へのアクセスを容易にする体制を整備することに努め、同事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な運営が行われるよう努めること。
- 4 指定法人が民事法律扶助事業以外の自主的な法律扶助事業を行う場合には、その自主事業に配慮すること。
- 5 法律相談については、国民等の利便性を確保する観点から、法律実務家を広く活用するための環境整備を図ること。
- 6 国民に迅速かつ適正に法的サービスが提供されるよう、民事法律扶助事業の対象者・対象層の拡大、法人に対する法的支援制度、少年事件、被疑者段階における刑事弁護をも視野に入れた刑事に関する総合的な公的弁護制度の導入などについて、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、鋭意検討すること。

右決議する。

商業登記法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、電子計算機により処理された情報を電気通信回線により伝達して行う電子取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官が法人代表者の電子署名を証明する電子認証制度並びに公証人が電磁的記録の認証及び確定日付の付与の事務を行う電子公証制度を創設しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 登記情報に基づく電子認証制度の創設等（商業登記法の一部改正）

- (1) 法務大臣の指定する登記所に印鑑を提出した法人代表者は、登記官に対し、電磁的記録の作成者であることを示す電子署名の確認に必要な事項、自己に係る登記事項等の証明を請求することができる。
- (2) 何人でも、法務大臣の指定する登記所に対し、(1)の電子証明書の内容について、変更の有無等の証明を請求することができる。
- (3) 電子情報処理組織によって登記事務を行うと指定されている登記所中別に法務大臣

の指定する登記所の間では、印鑑を提出した登記所以外の登記所に対しても、印鑑証明書の交付を請求することができる。

2 私署証書の認証及び確定日付の付与に該当する電子公証制度の創設

- (1) 法務大臣の指定した公証人は、電磁的記録について認証を行うとともに、認証を受けた電磁的記録を保存し、その内容に関する証明をすることができる（公証人法の一部改正）。
- (2) (1)の公証人は、電磁的記録について確定日付の付与を行うとともに、確定日付を付与した電磁的記録を保存し、その内容に関する証明をすることができる（民法施行法の一部改正）。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 電子認証制度の創設に当たっては、本制度の周知徹底に努め、関係者に対し十分な研修を行うとともに、電子証明書を発行する登記所が、コンピュータ・ウィルス、ハッカーによるデータの滅失・改ざん等の被害を受けないよう、万全のセキュリティ体制を構築すること。
- 2 電子公証制度の創設に当たっては、指定公証人に対し、職務の適正かつ円滑な執行のため、本制度の趣旨について周知徹底を図るとともに、その運用について十分な研修を行うこと。
- 3 電子認証制度及び電子公証制度の運用に当たっては、利用者に対し、秘密鍵の保管等の管理の重要性について周知に努めること。
- 4 電子取引の一層の進展に備えるとともに、電子政府の実現に向けて、利用者の利便性向上の観点から、必要な基盤整備を早急に行うこと。
- 5 公証人については、その任命方法の改善につき検討するなどして需要の増大に相応した増員を図ること。
右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社が組織の再編成を行うことを容易にするため、会社はその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 商法の一部改正

(1) 分割の形態

分割によって設立する会社に営業を承継させる新設分割の制度及び既存の他の会社に営業を承継させる吸収分割の制度を創設する。

(2) 分割に際して発行する株式の割当ての方法

分割によって営業を承継する会社が分割に際して発行する株式を、分割をする会社

又はその会社の株主のいずれにも割り当てることができる。

(3) 分割の手續

会社が分割を行うには、分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）を作成して、株主総会の特別決議による承認を受け、また、事前に分割をする会社の分割契約書等を本店に備え置いて株主及び債権者の閲覧等に供するとともに、分割に反対した株主に株式買取請求権を認め、さらに、債権者に対しては債権者保護手續を経ることを要する。

(4) 簡易な分割の手續

分割によって設立する会社が分割をする会社から承継する財産の価額がその会社の総資産の価額の20分の1を超えないとき等には、その会社は、分割計画書等につき株主総会の承認を要しない。

(5) 分割の効果

分割によって設立した会社等は、分割計画書等の記載に従い、分割をした会社の権利義務を包括的に承継する。

(6) 分割無効の訴え

分割の手續等に瑕疵があった場合等には、株主、分割を承認しなかった債権者等は、分割無効の訴えを提起することができる。

(7) その他

① 簡易な営業の譲受け

会社が他の会社の営業の全部の譲受けをする場合において、その対価が純資産額の20分の1を超えないときは、株主総会による特別決議を要しない。

② 子会社の計算による利益供与の禁止

会社は、株主の権利の行使に関し、会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与することができない。

2 有限会社法の一部改正

分割によって設立する会社を有限会社とする新設分割を有限会社又は株式会社が行うこと及び吸収分割を有限会社と他の有限会社又は株式会社との間で行うことができることとし、分割計画書等の社員総会の特別決議による承認、分割計画書等の開示、債権者保護手續等について、株式会社の場合と同様な規定を設ける。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

会社分割の制度の創設に伴い、所要の整備をする。

4 衆議院における修正

衆議院において、分割計画書等の記載事項である分割をする会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を例示するとともに、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社は、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに労働者と協議をすることとする修正が行われた。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 会社分割に際して備え置く書面については、分割の当事者となる会社の株主及び債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、公正かつ透明性のある情報開示がなされるよう指導に努めるとともに、反対株主の株式買取請求権及び債権者保護手続並びに分割無効の訴えの制度等の趣旨の周知に努めること。
- 2 会社分割に伴う労働契約の承継に関して、会社が労働者と事前協議をし、労働者の意思を尊重すべきものとする制度の周知を徹底すること。
- 3 会社分割制度が労働者の解雇の手段として利用されないようにするため、会社分割の当事者となる会社に対し、債務の履行の見込みについて厳格な認定が行われるよう、その趣旨の徹底に努めるとともに、会社の組織の再編成のみを理由として労働者を解雇することができないとする確立した判例法理について周知を図ること。
- 4 経済構造改革の進展に伴い、会社組織の多様な再編成が行われていることにかんがみ、合併、営業譲渡等の企業の再編成に伴う労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、立法上の措置を含め、その在り方について更に検討すること。

右決議する。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要 旨】

本法律案は、刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事訴訟法の一部改正

- (1) 証人尋問の際の証人への付添い及び証人と被告人又は傍聴人との間の遮へいの制度を導入する。
- (2) 証人を別室に在室させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行うビデオリンク方式による証人尋問を導入する。
- (3) 親告罪である強姦(かん)罪等の性犯罪について、告訴期間の制限を撤廃する。
- (4) 公判期日において、被害者等による被害に関する心情その他の意見の陳述を認める。

2 検察審査会法の一部改正

検察審査会への審査申立権者の範囲を被害者の遺族に拡大すること及び審査申立人による検察審査会への意見書又は資料の提出を認める。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、1(3)及び2の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から、1(2)の改正規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案並びに犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議】

犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、それにふさわしい処遇が保障されるよう、

犯罪被害者等に対する支援を更に充実するため、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 政府及び最高裁判所は、犯罪被害者等の保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。
- 2 政府及び最高裁判所は、両法律の施行に当たっては、犯罪被害者等の保護に十分に配慮するとともに、反対尋問権の保障を含む被告人の権利を不当に制限することのないよう、刑事司法の適正な運営の確保に努めること。
- 3 政府は、犯罪被害者等の権利に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、犯罪捜査に従事する者に対し、犯罪被害者等の人権、心身の状況等に関する理解を深めるための研修・訓練を行うこと。
- 4 政府は、犯罪被害者等に対する経済的支援の必要性にかんがみ、犯罪被害者等給付金支給制度の拡充に努めるとともに、被害回復に資するための新たな支援制度について検討すること。
- 5 政府は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の安全・生活の平穩の確保、民間の被害者支援組織等への援助等精神的・経済的支援を含めた総合的な犯罪被害者対策を、関係省庁の密接な連携の下に推進すること。
- 6 政府は、犯罪被害者等支援の観点から、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、検察審査会制度の在り方について検討すること。
右決議する。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）

【要 旨】

本法律案は、犯罪被害者等の保護を図るために、刑事事件に付随する措置について所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 裁判長は、被害者又はその遺族等から申出があるときは、申出をした者が刑事事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならない。
- 2 被害者等から損害賠償の請求など正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があり、相当と認めるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。
- 3 被告人と被害者等は、両者の間における刑事事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
- 4 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）と同一内容の附帯決議が行われている。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88号）

【要 旨】

本法律案は、会社分割制度の創設等を行う商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法、会社更生法、商業登記法等150の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要 旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を2年間延長し、平成14年3月31日までとするものである。

【附 帯 決 議】

株式会社制度における資本に関する原則等の重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 1 資本準備金をもってする自己株式の消却については、2年間の特例措置である趣旨を関係者に対し周知徹底すること。
- 2 資本準備金をもってする自己株式の消却については、今後2年を目途に、その運用状況を踏まえ、資本準備金制度の趣旨及び社会経済情勢の変化等を考慮して、具体策を検討し、必要な措置をとること。

右決議する。

児童虐待の防止等に関する法律案（衆第28号）

【要 旨】

本法律案は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「児童虐待」の定義
「児童虐待」とは、保護者が監護する児童（18歳未満の者をいう。）に対し、身体的暴行、性的暴行、保護の怠慢・拒否又は心理的虐待を行うことをいう。
- 2 児童に対する虐待の禁止
何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。
- 3 国及び地方公共団体の責務
国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速・適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるとともに、児童相談所等関係機関の職員の研修等必要な措置を講じ、児童虐待防止のための啓発活動に努めるものとする。

4 児童の保護のための措置

- (1) 学校の教職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならない。児童虐待を発見した者は、速やかに、児童福祉法により通告しなければならない。
- (2) 児童相談所が児童虐待を受けた児童について、児童福祉法による通告又は送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、児童の安全の確認を行うよう努め、必要に応じ一時保護を行うものとし、都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員等をして、児童の住所に立ち入り、必要な調査・質問をさせることができる。これらの職務執行に際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。
- (3) 児童虐待を行った保護者は、児童福祉法による児童福祉司等の指導を受けなければならない。
- (4) 児童虐待を受けた児童について、保護者の意に反して施設への入所等の措置が採られたときは、児童相談所長又は施設の長は、当該保護者と当該児童との面会又は通信を制限することができる。

5 施行期日等

- (1) この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附 帯 決 議】

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるように努めること。
- 2 国民に課せられた通告義務に関し、啓発及び広報の徹底を図ること。
- 3 児童相談所の体制と専門職員の資質の向上に一層努めるとともに、児童養護施設の改善を図ること。
- 4 住居への立入りの際には、人権に配慮しつつ実施するよう努めること。
- 5 当該児童、保護者等に対するカウンセリング及び個別フォロー体制の充実を図ること。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※8	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3. 21	12. 3. 28 可決	12. 3. 29 可決	12. 3. 10	12. 3. 14 可決	12. 3. 16 可決
※9	民事法律扶助法案	〃	2. 4	4. 12	4. 20 可決 附帯決議	4. 21 可決	3. 16	3. 31 可決 附帯決議	3. 31 可決
※33	商業登記法等の一部を改正する法律案	参	2. 10	3. 15	3. 21 可決 附帯決議	3. 22 可決	3. 31	4. 4 可決 附帯決議	4. 11 可決
60	商法等の一部を改正する法律案	衆	3. 10	5. 15	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	4. 20	5. 10 修正 附帯決議	5. 11 修正
72	刑事訴訟法及び檢察審査会法の一部を改正する法律案	〃	3. 17	4. 26	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	4. 13	4. 21 可決 附帯決議	4. 21 可決
73	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案	〃	3. 17	4. 26	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	4. 13	4. 21 可決 附帯決議	4. 21 可決
88	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	3. 24	5. 15	5. 23 可決	5. 24 可決	4. 20	5. 10 可決	5. 11 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
4	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (12. 1. 20)	12. 1. 24		12. 3. 9	未	了			
10	犯罪被害者基本法案	江田 五月君 外2名 (12. 4. 21)	4. 25		4. 26	未	了			

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
10	株式の消却の手續に関する 商法の特例に関する法律の 一部を改正する法律の一部 を改正する法律案	太田 誠一君 外8名 (12. 3. 21)	12. 3. 22	12. 3. 24	12. 3. 28	12. 3. 28 可 附帯決議	12. 3. 29 可 決	12. 3. 22	12. 3. 24 可 附帯決議	12. 3. 24 可 決
28	児童虐待の防止等に関する 法律案	青少年問題に関 する特別委員長 富田 茂之君 (12. 5. 11)	5. 12	5. 12	5. 15	5. 16 可 附帯決議	5. 17 可 決			5. 12 可 決